

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案参照条文

環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2・3 （略）

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第二十条 （略）

衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は、毎会計年度、第十八条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。